

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月19日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 岩淵 浩一

【電話番号】 03 - 4530 - 7085

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 500億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型株式投資信託振替受益権です。(以下「受益権」といいます。)

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

500億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額 とします。

なお、取得の申込の受付は原則として設定日以降、毎月5日、20日のみ受け付けます(取得申込受付日)。ただし、取得申込受付日が休業日の場合には翌営業日とします。お申込は取得申込受付日の5営業日前までをお願いします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(組入る有価証券等を時価で評価した資産総額から負債総額を控除したもの)をその時点の受益権総口数で除して求めた1口当りの価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

基準価額は、販売会社(下記(8)「申込取扱場所を参照」)にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(5)【申込手数料】

お申込手数料は、お買付金額(基準価額×買付口数)に申込手数料率を乗じた額とします。申込手数料は、3.15%(税抜3%)を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。お申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)がかかります。

ファンドの申込手数料については、販売会社(下記「(8) 申込取扱場所」を参照)の窓口までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合の手数は、無手数料とします。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が委託会社の承諾を得て、それぞれ定める単位とします。

ファンドの申込単位の詳細については、販売会社（下記「（8）申込取扱場所」を参照）の窓口までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

継続募集期間：平成23年5月20日から平成24年5月18日

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(9) 【払込期日】

申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金をお支払いいただくものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に当ファンドの受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。（「（8）申込取扱場所」の項をご参照ください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】**申込みの方法等**

当ファンドの受益権のお申込は、信託財産の申込期間における毎月5日、20日のみの受付となります。（取得申込受付日）ただし、取得申込受付日が日本の取引所または銀行の休業日に当たる場合には、翌営業日とします。お申込みは取得申込受付日の5営業日前までをお願いします。

「自動けいぞく投資コース^{*}」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、自動けいぞく投資コースを申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます）

す。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では、

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、日本株式のロング・ポジションとショート・ポジションを金額ベースで同額にし、また各リスクファクターを調整することにより、マーケット・ニュートラル・ポジションを構築し、株式市場の方向性に影響されず、株式選択からの超過収益を追求します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ500億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 ()	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型	目論見書又は信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1回 年 2回	グローバル 日本			ブル・ベア型

債券	年 4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	条件付運用型
一般	年 6回	欧州			
国債	(隔月)	アジア			
社債	年12回	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	ロング・ ショート型/ 絶対収益追求型
その他債券	(毎月)	中南米			
クレジット属性	日々	アフリカ			
()	その他	中近東			
不動産投信	()	(中東)			
その他資産		エマージング			その他
(投資信託証券					()
(株式)					
資産複合					
資産配分固定型					
資産配分変動型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年 1 回	目論見書又は信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

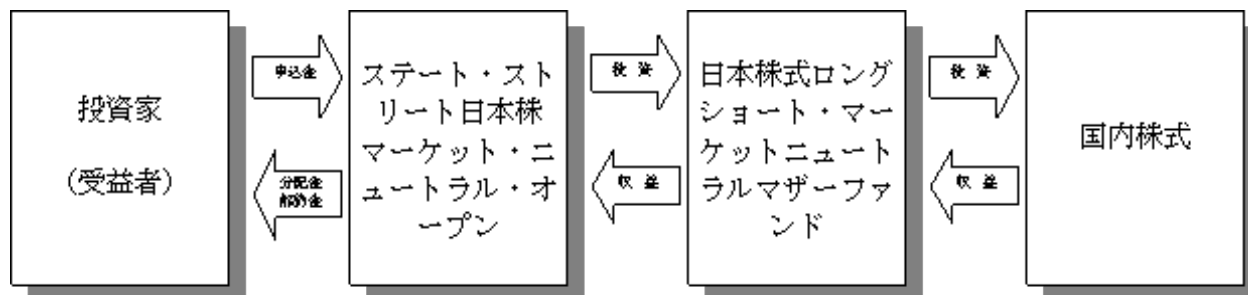
平成14年9月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始。

当ファンドの投資対象である親投資信託「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」は、平成13年3月29日に設定されております。

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

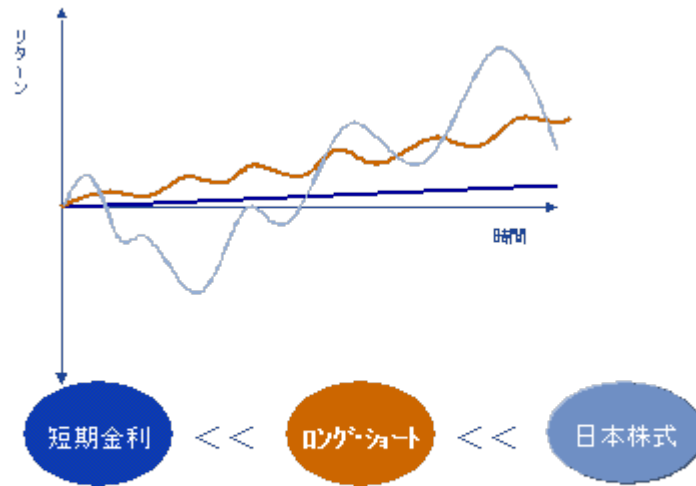
当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



* マザーファンドには当ファンド以外にも、当該マザーファンドに投資するベビーファンドがあります。

ファンドの特色

- (1) 日本の株式市場全体の動きに左右されない運用を目指します。
ロング（買い）ポートフォリオとショート（売り）ポートフォリオを同額程度保有することで、株式市場全体の上昇局面、下落局面に関わらず、収益を上げることを目指します。
- (2) 業種、企業規模によるリスクは取りません。
買いポートフォリオと売りポートフォリオの間で、業種、規模の分布に偏りが無いポートフォリオ構築を目指します。
- (3) 十分な分散を通して安定した収益を目指します。
流動性を考慮した買いポートフォリオと売りポートフォリオ各80銘柄以上に原則として投資し、リスクを分散します。
- (4) 『行動経済学』を応用した当社独自のクオンツモデルを利用したダブル・アルファ戦略で超過収益の獲得を目指します。
定量的（クオンツ）手法を使ったマルチ・ファクター銘柄選定モデルを利用し、買いポートフォリオと売りポートフォリオ、両方のポートフォリオからアルファ（超過収益）の獲得を目指します。
- (5) 当ファンドは、定量的（クオンツ）手法を使ったマルチ・ファクター銘柄選定モデルで個別銘柄のアルファ（超過収益）の獲得を目指します。
- (6) ロングショート戦略は、割安な銘柄の買い（ロング）と同時に割高な銘柄の売り（ショート）を行うことで、相場の上昇時にも、下降時にも影響が出にくい運用戦略です。割安な銘柄と、割高な銘柄が適正な水準に戻ったときに収益となります。



ロング・ショート戦略は従来の日本株アクティブ運用や代表的な株式インデックスに比べ安定した運用成績が期待できます。また、株式や債券市場の下落局面、上昇局面とは相関のない(無関係の)安定した運用成績を目指します。

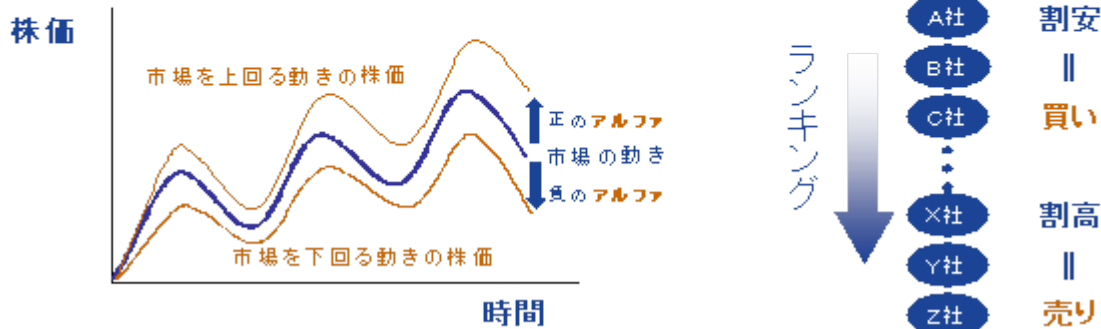
(ロングショート戦略のイメージ図)

■ アルファ(超過収益)とは？

- 個々の銘柄は、一般的に市場の動きに比べ、より上昇したり、より下落したり異なった動きをします。市場に比べて上下する差をアルファといい、これらを運用会社のノウハウで予測することによって、超過収益の獲得を目指します。

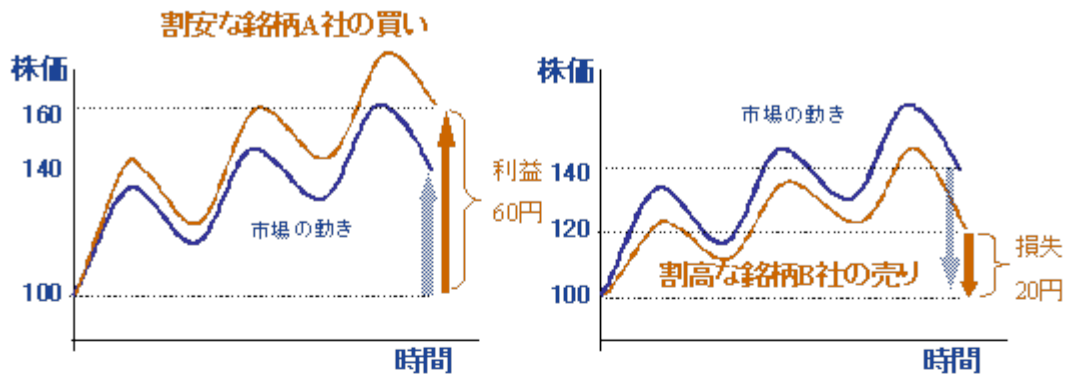
■ クオンツ運用とは？

- 個々の銘柄のアルファ値をファンドマネージャーの経験からくる直感ではなく、客観的な数字に置き換える事によって銘柄をランキングすることでポートフォリオを構築する運用方法を指します。一般的にはPERやPBR等を利用した各社独自の手法(ファクターの組み合わせ)を使い一定のルールに従って割安度を数値化しランキングします。



(イメージ図)

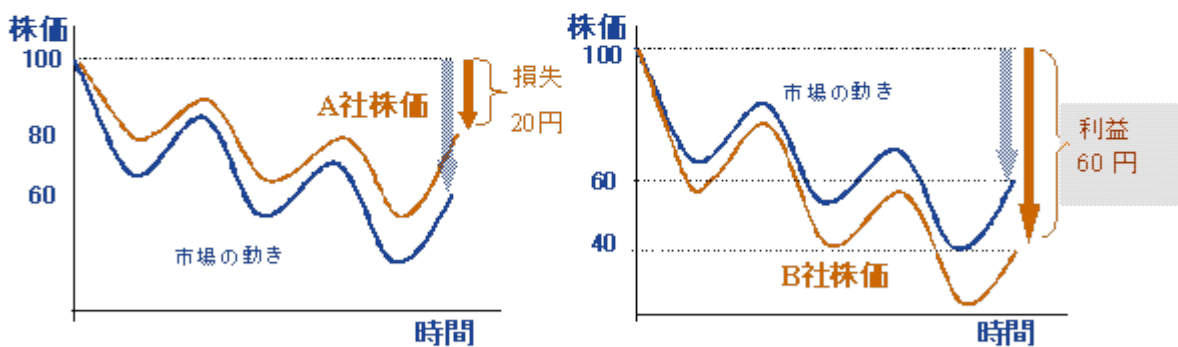
例1 上昇局面



上記の図を例に**市場が上昇する局面でのロングショート**のメリットをご紹介します。

市場に比べてより上がりそうな銘柄A社を買いつける一方で、より下がりそうなB社を売ります。市場が上がると、当社の予想通りにそれぞれの株価が動きますと、この例では、A社の売却の利益は市場の利益40円を上回る60円となります。一方、B社の損失は、市場並の40円を下回る20円となります。差引きの利益は40円となります。

例2 下降局面



今度は、**市場が下落した場合**のロング・ショート戦略のメリットを同様にご紹介します。

今度は市場が下落する中で、当社の予想通りにそれぞれの株価が動きますと、この例では、A社の売却の損失は市場の損失40円を下回る20円となります。一方、B社の利益は、市場並の40円を上回る60円となります。差引きの利益は40円となります。

これらの2つの例からも判るように、**相場の方角性には関係なく**、銘柄が市場と比較して、より上がった、より下がったりすることに対する見通しが適正であることによって収益を獲得するのが**ロング・ショート戦略**であることが判ります。実際には、このような考え方をもとに、原則としてロング、ショート各80銘柄以上が組入れられます。

運用プロセス

ポートフォリオ構築のプロセス

1. 投資対象銘柄群の選定

流動性の高い約900銘柄

2. 5つの要素で全銘柄をランキング クオンツモデルの実行

3. モデルポートフォリオ構築

- ランキング上位をロング、下位をショート
- リスク管理項目（買い・売り、業種別、規模別などの同額保有）チェック等

4. マーケット・ニュートラル・ロング・ショート ポートフォリオ完成

買いポートフォリオ、売りポートフォリオ各80銘柄以上

投資対象銘柄群（ユニバース）の選定

大型で流動性の高い日本株式銘柄を広範にカバーした
投資対象の選定

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が
データを提供する日本株式全銘柄約600銘柄



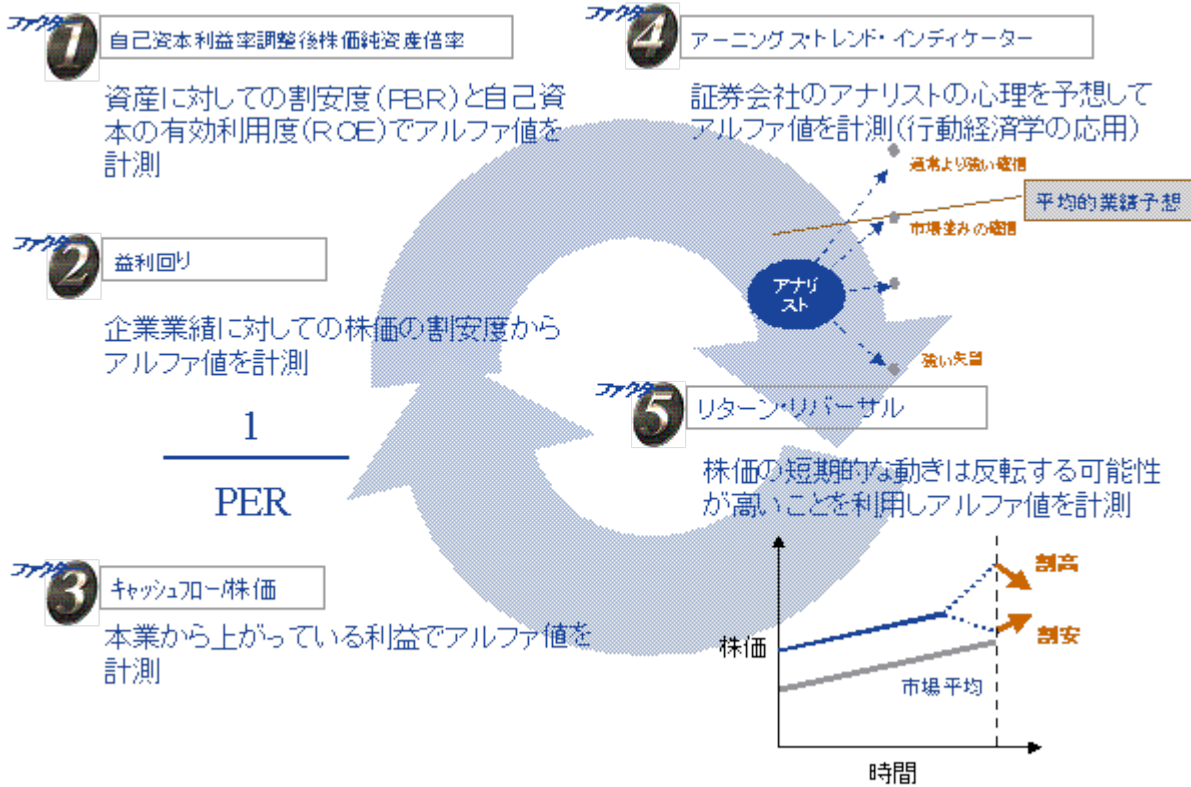
その他東証一部上場の流動性の高い400銘柄を追加



流動性の低い銘柄を削除

投資対象銘柄群の決定
現在約900銘柄

5つの要素で全銘柄をランキング



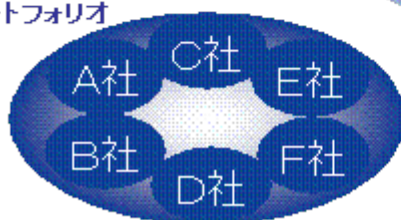
モデルポートフォリオの構築

ファクターごとにアルファを計算しランキングを作成

銘柄	説明	株価	ファクター	α F	α R	α C	α L	α S
1	A社	一般株主	2.28	2.2	2.0	1.5	1.1	2.5
2	B社	商社	2.28	2.4	1.1	1.3	2.1	2.2
3	C社	金融	2.21	1.6	2.3	1.4	2.0	1.3
4	D社	生計消費	2.28	1.6	1.3	2.3	1.7	1.9
5	E社	電気通信サービス	2.16	2.1	0.7	2.3	1.5	2.1
6	F社	不動産	2.14	1.7	0.9	2.6	1.7	2.1
7			***	***	***	***	***	***
8			***	***	***	***	***	***
9			***	***	***	***	***	***
10			***	***	***	***	***	***
11			***	***	***	***	***	***
12			***	***	***	***	***	***
13	U社	金融	-1.42	-1.7	0.4	-1.9	-1.5	-0.3
14	V社	不動産	-1.45	-1.4	-0.2	-1.4	-1.2	-1.6
15	W社	生計消費	-1.54	-2.3	-0.6	0.6	-1.5	-1.6
16	X社	一般株主	-1.65	-1.2	-1.1	-1.7	-1.3	-1.7
17	Y社	電気通信サービス	-2.14	-1.9	-1.7	-1.7	-1.7	-1.3
18	Z社	商社	-2.28	-2.5	-2.3	-1.5	-1.2	-1.5

平均アルファの高い、「買いポートフォリオ」と、低い、「売りポートフォリオ」を構築

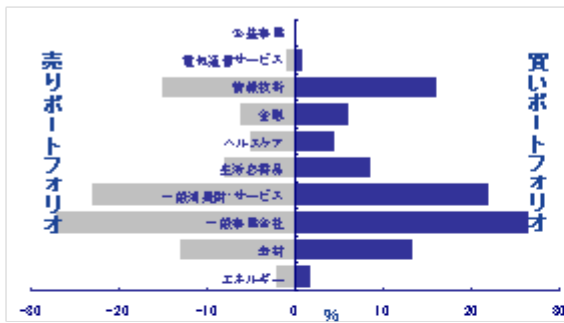
買いポートフォリオ



売りポートフォリオ

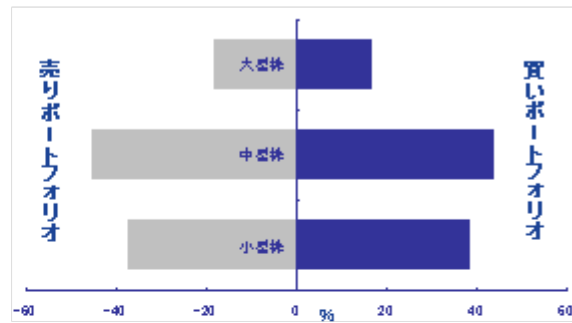


業種別の偏りを調整

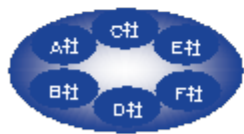


注:業種分類は当社独自のものを使っています。

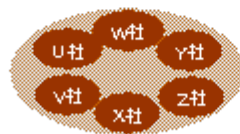
企業規模別の偏りを調整



充分な分散



買いポートフォリオ



売りポートフォリオ

各80銘柄以上

その他の銘柄特性をモニター

外国株式に対する反応度、企業規模、
モメンタム、金利敏感度...等

各ファクターの説明

株価は様々な理由で業績や、資産内容と比較して割安に放置されます。それらの銘柄は将来、適正な価格に戻ることが期待されます。様々なタイプの投資指標(バリューファクター)から割安な銘柄、割高な銘柄を探し出します。

ファクター 1

自己資本利益率調整後株価純資産倍率

- 企業の資産面(PBR)に注目
- 企業成長力(ROE)に注目
- 景気の局面に影響されない安定した指標

ファクター 2

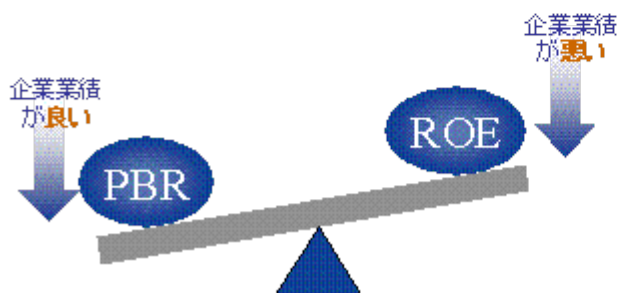
益利回り

- 一株当り利益(PER)に注目

ファクター 3

キャッシュフロー/株価

- 本業の収益力(キャッシュフロー)に注目



株価が割安な銘柄を選ぶ - バリューファクター

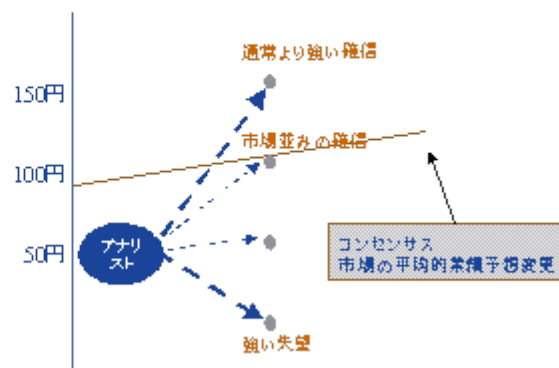
アナリストの予想を利用する - センチメントファクター

アナリストの業績予想変更は株価の先行きを占う上で重要なシグナルとなり得ます。アナリスト達の業績予想のばらつきや大きさから将来の業績予想の変化を予測します。

4

アナリスト・トレンド・インディケーター

- アナリストの業績予想値の発表を利用する
 - ・ アナリストの業績予想の散らばりから、全体の傾向（コンセンサス）を見つける
 - ・ 上方修正なのか、下方修正なのかで将来の株価の方向が決まる
 - ・ 業績予想変化の大きさは確信の強さを表す
- 従来の業績予想レンジをつきぬける大きな変化
 - ・ 業績変化のトレンドが継続する可能性が高い



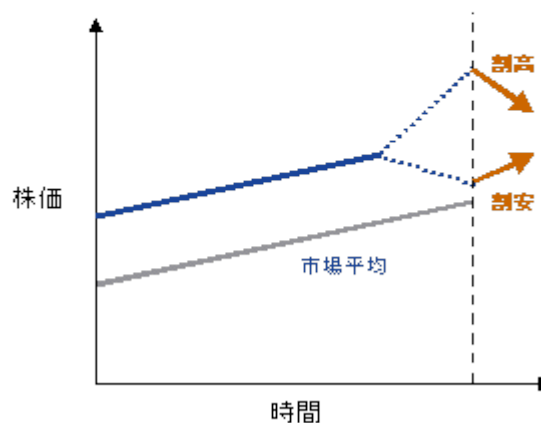
株価の動きすぎを見つける - リターン・リバーサル

株価の動きは、スムーズではありません。上げすぎ、下げすぎを繰り返しながら、変化していきます。この短期的な動きに着目しアルファを追求します。

5

リターン・リバーサル

- 市場の動きに比べ短期的に大きく上昇（下落）したものは元に戻る可能性が高いことに着目
- 割安な銘柄であっても短期的な価格上昇でリスクが高まる



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 中央三井アセット信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)

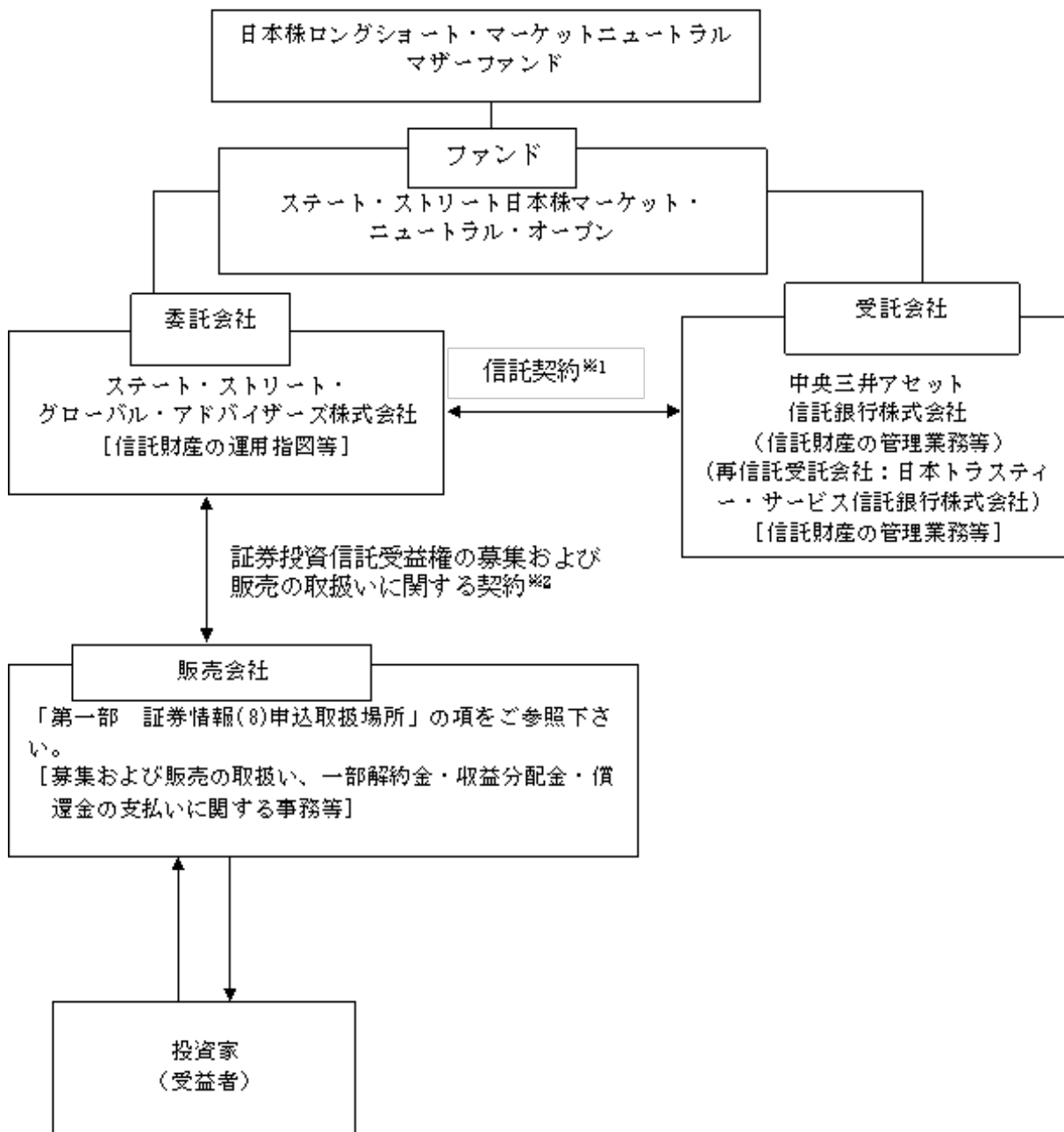
(再信託受託会社：日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社)

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社および受託会社、受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本および収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（平成23年3月末現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年2月25日

平成10年3月31日

平成10年8月28日

ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立

投資顧問業の登録

ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に
社名変更

平成10年9月30日

平成10年9月30日

平成20年9月30日

平成20年7月1日

投資一任契約に係る業務の認可

証券投資信託の委託会社としての認可取得

金融商品取引業者の登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイ

ザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成23年3月末現在)

氏名または名称	住所	所有株数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィ ル・ロード2711	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、日本円短期金利を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として信託財産総額の50%超とし、高位を維持するものとします。なお、マザーファンド受益証券の信託約款における運用の基本方針では、「現物株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。」とされています。この結果、当ファンドの現物株式への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%超（非株式割合は50%以下）を基本とします。

ただし、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

より高収益率が見込まれる現物株式を買い持ちし（ロング部分と呼びます）、より低収益率が見込まれる株式の信用売りを行います（ショート部分と呼びます）。日本株式のロング・ポジションとショート・ポジションを金額ベースで同額にし、また各リスクファクターを調整することにより、マーケット・ニュートラル・ポジションを構築し、株式市場の方向性に影響されず、株式選別からの超過収益を追求します。

なお、現物株式の買い持ちまたは信用売りが何らかの理由で困難な場合に限り、ロング部分とショート部分の金額を一致させる目的で、上場指数先物取引を使用することがあります。

株式の銘柄選別に当たっては、中央三井アセット信託銀行株式会社との間で締結した投資助言契約に基づく助言を判断材料の一つとして利用します。

日本円短期金利（無担保翌日物コール・ローン）をベンチマークとします。

外貨建資産への投資は行いません（外貨建資産割合は0%）。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で

定めるものをいいます。以下同じ。）（信託約款第14条）。

- (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。以下同じ。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- (a) 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結された「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条）。

- 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 13) 投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1)の証券または証書、15)の証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、15)の証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12)の証券および13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金

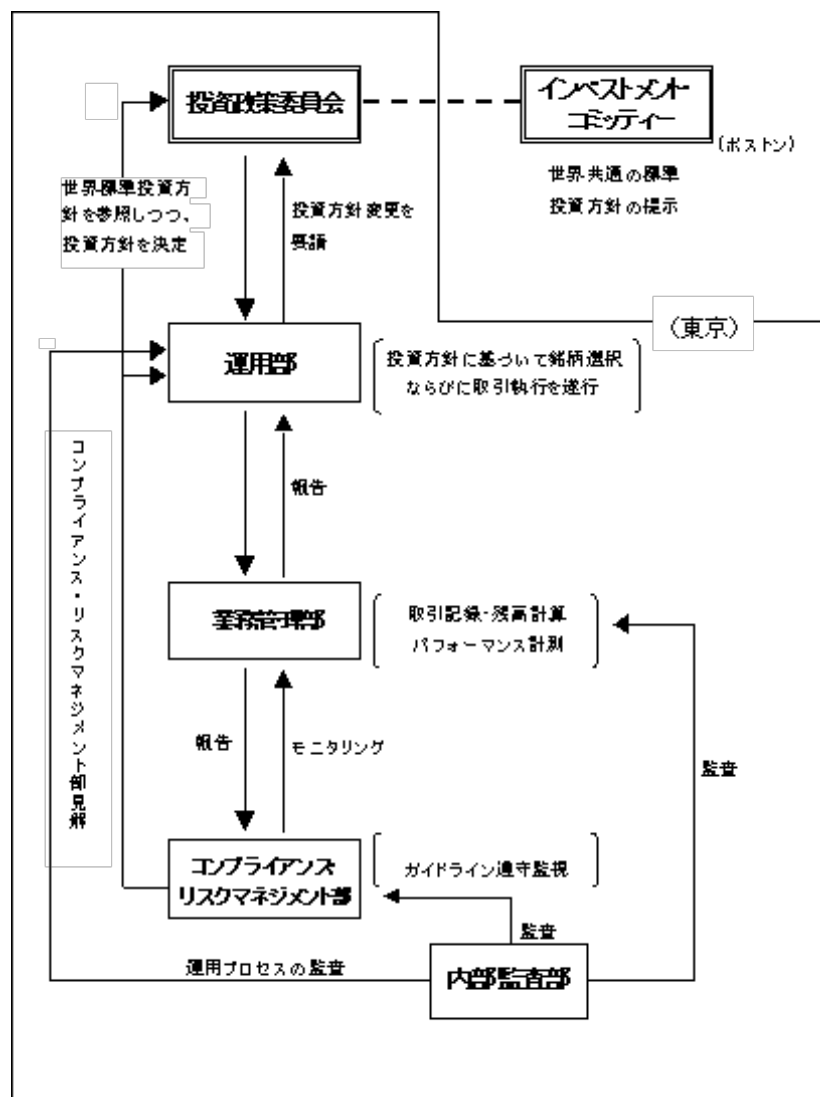
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル/プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者との意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、各運用戦略責任者、業務管理部の運用評価グループ責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告したうえで、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由及び顧客への説明状況について報告します。

(4)【分配方針】

収益分配方針（信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」）

原則として、毎決算時（毎年2月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、次の通り収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入および売買益等（評価益を含みます。）の範囲内とします。
- 2) 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。
- 3) 収益分配に充てずに信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配（信託約款第39条）

- 1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利益を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い(信託約款第41条)

- (1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間満了日の翌日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。ただし、信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記(1)の規定に準じて受益者に支払います。
- (3) 上記(1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) ロング部分の時価額およびショート部分の時価額が、信託財産の純資産総額を超えることはないものとし、ロング部分時価額とショート部分時価額は出来る限り一致させるものとします。
- 3) 同一銘柄の株式への実質的投資割合については、信託財産の純資産総額の5%以下とします。信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲(信託約款第17条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、国内の取引所に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2) 信用取引の指図範囲(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の信用取引による株券の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を上回ることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する当該売り付けに係る建玉を決済するための指図をするものとします。
- (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- (b) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図(信託約款第21条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属

するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 金利先渡取引の運用指図(信託約款第22条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (b) 上記(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 7) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第24条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 公社債の借入れ(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)。上記 および において記載された投資制限によって特定の法令上の投資制限が充足されている場合には、当該法令上の投資制限は本 において記載されていません。

委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損。但し、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融先物取引法第2条第2項第3号に掲げる取引をいいます。(b)において同じ。)および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第5項第2号に掲げる取引および選択権付債券売買(当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいいます。))をいいます。(b)において同じ。)の売付約定に係るものを除きます。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一つまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似するものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書金融商品取引法第2条第1項第10号の2に規定するオプションを表示する証券または証書をいいます。)に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

(参考)「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1. 運用目標

この投資信託は、中長期的な観点から、日本円短期金利(無担保翌日物コール・ローン)を上回る収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の取引所に上場もしくは店頭公開されている現物株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の取引所に上場もしくは店頭公開されている現物株式の買い、または信用取引の売りを行うことができます。ただし、余資を短期金利商品で運用することがあります。また、国内取引所に上場されている指数先物取引(以下「上場指数先物取引」といいます。)をヘッジ目的で使用することがあります。

現物株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

ただし、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の

準備に入ったとき、ならびに残存期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

株式の銘柄選択に当たっては、中央三井アセット信託銀行株式会社との間で締結した投資助言契約に基づく助言を判断材料の一つとして利用します。

より高収益率が見込まれる現物株式を買い持ちし（ロング部分と呼びます）、より低収益率が見込まれる株式の信用売りを行います（ショート部分と呼びます）。ロング部分とショート部分を同額に保つことで、運用目標の達成を図ります。

なお、現物株式の買いまたは信用売りが何らかの理由で困難な場合に限り、ロング部分とショート部分の金額を一致させる目的で、上場指数先物取引を使用することがあります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引および有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

(3) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13) 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受

益証券に限ります。）

18) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書を以下「株式」といい、2)から6)までの証券を以下「公社債」といい、12)の証券および13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

3. 主な投資制限

ロング部分の時価額およびショート部分の時価額が、信託財産の純資産総額を超えることはないものとし、ロング部分時価額とショート部分時価額は出来る限り一致させるものとします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本の株式に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行って下さい。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

マーケット・ニュートラル運用のリスク

当ファンドはマーケット・ニュートラル戦略を採用しています。株式市場（マーケット）の変動から中立（ニュートラル）となるように、より高収益率が見込まれる株式（現物）の買付け金額と、より低収益率が見込まれる株式の売付け金額（信用取引等を利用します。）をほぼ同額にして、株式市場の変動による影響を排除しながら銘柄選択による超過収益を追求する運用手法です。

従って、株式市場が上昇すれば、組み入れている株式（現物）は評価益となりますが、信用売りしている株式は評価損となり、逆に株式市場が下落すれば、組み入れている株式（現物）は評価損となりますが、信用売りしている株式は評価益となります。

いずれの局面であっても、評価益が超過するような銘柄選択が行われていれば差引きで収益をあげることができますが、評価損が超過するような銘柄選択が行われていれば差引きで損失となり、基準価額が下落する場合があります。

株価変動リスク

当ファンドは、日本の株式を実質的な主要投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

信用リスク

当ファンドは、日本の株式を実質的な主要投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。ま

た、金融商品取引（信用取引等を含みます。）の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

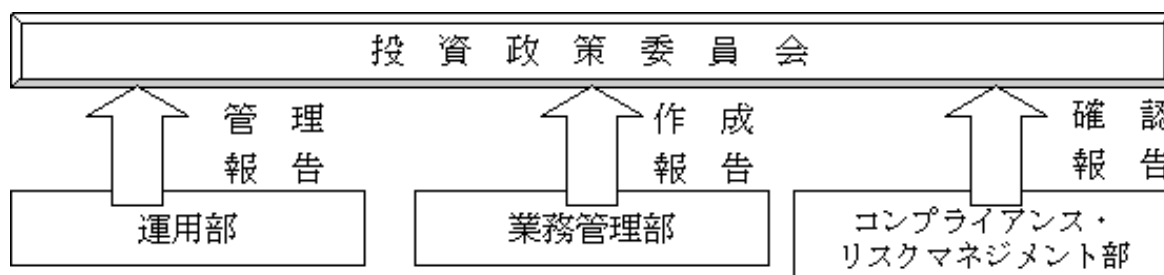
デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

4【手数料等及び税金】

直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
----	----	-------

購入時	申込手数料	申込手数料は、3.15%（税抜3%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。販売会社によって異なります。詳しくは「第一部 証券情報（8）申込取扱場所」の各販売会社にお問い合わせください。
中途換金時 （解約請求）	所得税及び地方税	受益者毎の個別元本超過額に対して 10%*
	信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して 0.2%
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して 10%*
償還時		受益者毎の個別元本超過額に対して 10%*

* 個人の受益者に対する税率を記載しています（所得税7%及び地方税3%）。税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%及び地方税5%）となる予定です。

償還乗換優遇措置等をご利用になれる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用・税金

時期	項目	費用・税金		
		純資産総額に対して	年率	
毎日	信託報酬		1.89%（税抜1.80%）	
		内訳	委託会社	1.26%（税抜1.20%）
			受託会社	0.105%（税抜0.10%）
			販売会社	0.525%（税抜0.50%）

上記のほか、信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含む）を信託財産から支弁致します。

上記のほか、組入有価証券等の売買に関する委託手数料などをご負担いただきます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(1) 【申込手数料】

お申込手数料は、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率（3.15%（税抜3%）を上限とします。）を取得申込受付日の基準価額に乗じて得た額とします。お申込手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。分配金を再投資する場合の手数料は、無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は、ありません。

(3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、当ファンドに関する業務の対価として、それぞれ前述の表のとおり、毎日、計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（但し、当日が日本の取引所または銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします（信託約款第38条第2項）。また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します（信託約款第38条第3項）。委託会社および販売会社の報酬は当ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します（信託約款第37条）。

信託財産に係る監査費用は、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬に係る消費税等に

相当する金額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・ 解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と元本額が一致する場合には元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また選択により、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課税が行われるものに限ります。）および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

なお、当ファンドは、受取配当に係る益金不算入制度の適用はありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年3月31日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	68,534,348	99.94
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		40,835	0.06
純資産総額		68,575,183	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド)

(平成23年3月31日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	5,247,134,798	98.95
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		55,468,084	1.05
純資産総額		5,302,602,882	100.00

(注1)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(注2)その他資産として、下記のとおり信用取引を利用しています。

資産の種類	国/地域名	数量(株)	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
信用取引 株式信用売証券 (192銘柄)	日本	5,970,586	5,584,708,532	5,215,695,930	98.36

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年3月31日現在)

順位	国/地域名	種類	銘柄名	業種	数量(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド		49,583,525	1.3927	69,054,976	1.3822	68,534,348	99.94
									投資比率:合計	99.94

(注1)投資有価証券は1銘柄です。

(注2)投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券		99.94
合計		99.94

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年3月31日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	89,000	1,148	102,172,000	1,046	93,094,000	1.76
2	日本	株式	コーナン商事	小売業	79,100	1,176	93,021,600	1,117	88,354,700	1.67
3	日本	株式	日本触媒	化学	81,000	976	79,056,000	1,042	84,402,000	1.59
4	日本	株式	出光興産	石油・石炭製品	8,600	9,810	84,366,000	9,740	83,764,000	1.58
5	日本	株式	リンテック	その他製品	33,800	2,378	80,376,400	2,365	79,937,000	1.51
6	日本	株式	ADEKA	化学	92,800	929	86,211,200	811	75,260,800	1.42
7	日本	株式	日本製粉	食料品	191,000	407	77,737,000	381	72,771,000	1.37
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	28,400	2,355	66,882,000	2,309	65,575,600	1.24
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	73,900	884	65,327,600	871	64,366,900	1.21
10	日本	株式	三菱重工業	機械	163,000	358	58,354,000	382	62,266,000	1.17
11	日本	株式	タチエス	輸送用機器	42,600	1,667	71,014,200	1,451	61,812,600	1.17
12	日本	株式	日清紡ホールディングス	繊維製品	76,000	906	68,856,000	807	61,332,000	1.16
13	日本	株式	日産車体	輸送用機器	97,000	690	66,930,000	619	60,043,000	1.13
14	日本	株式	ダイセル化学工業	化学	117,000	575	67,275,000	513	60,021,000	1.13
15	日本	株式	シーエーシー	情報・通信業	86,900	699	60,743,100	690	59,961,000	1.13
16	日本	株式	京セラ	電気機器	7,100	8,630	61,273,000	8,430	59,853,000	1.13
17	日本	株式	東映	情報・通信業	148,910	440	65,520,400	395	58,819,450	1.11
18	日本	株式	丸紅	卸売業	98,000	654	64,092,000	599	58,702,000	1.11
19	日本	株式	東芝テック	電気機器	158,000	413	65,254,000	370	58,460,000	1.10
20	日本	株式	島忠	小売業	32,200	1,898	61,115,600	1,795	57,799,000	1.09
21	日本	株式	NECフィールディング	サービス業	60,100	1,037	62,323,700	961	57,756,100	1.09
22	日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	48,000	1,368	65,664,000	1,178	56,544,000	1.07
23	日本	株式	月島機械	機械	71,000	763	54,173,000	795	56,445,000	1.06
24	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	139,000	427	59,353,000	404	56,156,000	1.06
25	日本	株式	大和冷機工業	機械	129,000	434	55,986,000	435	56,115,000	1.06
26	日本	株式	三井製糖	食料品	157,000	357	56,049,000	349	54,793,000	1.03
27	日本	株式	日本曹達	化学	159,000	435	69,165,000	343	54,537,000	1.03
28	日本	株式	ソニーフィナンシャルホールディングス	保険業	32,800	1,770	58,056,000	1,650	54,120,000	1.02
29	日本	株式	ホシデン	電気機器	63,900	965	61,663,500	845	53,995,500	1.02
30	日本	株式	日新	倉庫・運輸関連業	240,000	247	59,280,000	224	53,760,000	1.01
									投資比率：合計	36.23

（注1）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	11.63
	化学	11.50
	小売業	8.92
	機械	7.53
	輸送用機器	6.31
	卸売業	5.99
	情報・通信業	5.21
	食料品	5.20

サービス業	4.37
陸運業	3.68
非鉄金属	3.18
医薬品	3.17
その他製品	2.82
ガラス・土石製品	2.82
建設業	2.74
繊維製品	2.60
石油・石炭製品	1.58
金属製品	1.49
鉄鋼	1.48
保険業	1.02
倉庫・運輸関連業	1.01
ゴム製品	0.92
その他金融業	0.80
不動産業	0.73
銀行業	0.68
鉱業	0.57
水産・農林業	0.56
パルプ・紙	0.44
小計	98.95
合計	98.95

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

信用取引の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年3月31日現在）

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式信用売	サンリオ	卸売業	41,500	2,542	105,493,000	2,462	102,173,000	1.93
2	日本	株式信用売	ミスミグループ本社	卸売業	42,400	2,054	87,089,600	2,065	87,556,000	1.65
3	日本	株式信用売	パソナグループ	サービス業	922	69,200	63,802,400	70,900	65,369,800	1.23
4	日本	株式信用売	清水建設	建設業	172,000	347	59,684,000	370	63,640,000	1.20
5	日本	株式信用売	住生活グループ	金属製品	29,300	1,941	56,871,300	2,160	63,288,000	1.19
6	日本	株式信用売	日本ペイント	化学	110,000	625	68,750,000	558	61,380,000	1.16
7	日本	株式信用売	東レ	繊維製品	95,000	607	57,665,000	605	57,475,000	1.08
8	日本	株式信用売	住友化学	化学	126,000	471	59,346,000	415	52,290,000	0.99
9	日本	株式信用売	ウシオ電機	電気機器	31,900	1,705	54,389,500	1,627	51,901,300	0.98
10	日本	株式信用売	全日本空輸	空運業	209,000	311	64,999,000	248	51,832,000	0.98
11	日本	株式信用売	M S & A D インシュアランスグループホールディングス	保険業	27,100	2,246	60,866,600	1,894	51,327,400	0.97
12	日本	株式信用売	アサツー ディ・ケイ	サービス業	23,000	2,355	54,165,000	2,228	51,244,000	0.97
13	日本	株式信用売	千代田化工建設	建設業	67,000	753	50,451,000	762	51,054,000	0.96
14	日本	株式信用売	アリアケジャパン	食料品	36,700	1,460	53,582,000	1,372	50,352,400	0.95
15	日本	株式信用売	ヤマハ発動機	輸送用機器	34,400	1,538	52,907,200	1,452	49,948,800	0.94
16	日本	株式信用売	ゼリア新薬工業	医薬品	49,000	1,013	49,637,000	996	48,804,000	0.92
17	日本	株式信用売	牧野フライス製作所	機械	69,000	757	52,233,000	706	48,714,000	0.92
18	日本	株式信用売	T H K	機械	22,500	2,192	49,320,000	2,092	47,070,000	0.89

19	日本	株式信用売	小田急電鉄	陸運業	67,000	778	52,126,000	701	46,967,000	0.89
20	日本	株式信用売	ヤフー	情報・通信業	1,563	31,000	48,453,000	29,760	46,514,880	0.88
21	日本	株式信用売	SUMCO	金属製品	27,500	1,564	43,010,000	1,677	46,117,500	0.87
22	日本	株式信用売	沢井製薬	医薬品	6,300	7,390	46,557,000	7,180	45,234,000	0.85
23	日本	株式信用売	東燃ゼネラル石油	石油・石炭製品	44,000	979	43,076,000	1,027	45,188,000	0.85
24	日本	株式信用売	日本ケミファ	医薬品	169,000	293	49,517,000	265	44,785,000	0.84
25	日本	株式信用売	ブリヂストン	ゴム製品	25,500	1,760	44,880,000	1,743	44,446,500	0.84
26	日本	株式信用売	伊藤園	食料品	30,200	1,453	43,880,600	1,449	43,759,800	0.83
27	日本	株式信用売	太陽日酸	化学	63,000	746	46,998,000	693	43,659,000	0.82
28	日本	株式信用売	ゼンショー	小売業	52,600	895	47,077,000	825	43,395,000	0.82
29	日本	株式信用売	安川電機	電気機器	44,000	974	42,856,000	986	43,384,000	0.82
30	日本	株式信用売	京浜急行電鉄	陸運業	71,000	672	47,712,000	599	42,529,000	0.80
									投資比率：合計	30.02

（注1）評価金額の上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年3月31日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成15年 2月20日）	分配付：	107,341,912	分配付：	1.0383
		分配落：	107,341,912	分配落：	1.0383
第2期	（平成16年 2月20日）	分配付：	198,643,529	分配付：	1.1064
		分配落：	198,643,529	分配落：	1.1064
第3期	（平成17年 2月21日）	分配付：	713,259,880	分配付：	1.1616
		分配落：	713,259,880	分配落：	1.1616
第4期	（平成18年 2月20日）	分配付：	506,893,661	分配付：	1.1421
		分配落：	506,893,661	分配落：	1.1421
第5期	（平成19年 2月20日）	分配付：	226,529,845	分配付：	1.1487
		分配落：	224,557,773	分配落：	1.1387
第6期	（平成20年 2月20日）	分配付：	153,699,757	分配付：	1.1147
		分配落：	153,699,757	分配落：	1.1147
第7期	（平成21年 2月20日）	分配付：	106,967,021	分配付：	1.0095
		分配落：	106,967,021	分配落：	1.0095
第8期	（平成22年 2月22日）	分配付：	92,631,936	分配付：	0.9751
		分配落：	92,631,936	分配落：	0.9751
第9期	（平成23年 2月21日）	分配付：	76,868,159	分配付：	0.9709
		分配落：	76,868,159	分配落：	0.9709
平成22年 3月末日			84,098,054		0.9731
4月末日			84,744,711		0.9806
5月末日			83,895,218		0.9707
6月末日			80,755,716		0.9508
7月末日			80,490,716		0.9477
8月末日			77,851,098		0.9365
9月末日			79,061,380		0.9511
10月末日			79,684,175		0.9586
11月末日			75,716,581		0.9564
12月末日			77,091,352		0.9738

平成23年 1月末日	76,502,752	0.9663
2月末日	75,267,061	0.9635
3月末日	68,575,183	0.9617

【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	（平成15年 2月20日）	0.0000円
第2期	（平成16年 2月20日）	0.0000円
第3期	（平成17年 2月21日）	0.0000円
第4期	（平成18年 2月20日）	0.0000円
第5期	（平成19年 2月20日）	0.0100円
第6期	（平成20年 2月20日）	0.0000円
第7期	（平成21年 2月20日）	0.0000円
第8期	（平成22年 2月22日）	0.0000円
第9期	（平成23年 2月21日）	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成14年 9月30日 至平成15年 2月20日	3.8%
第2期	自平成15年 2月21日 至平成16年 2月20日	6.6%
第3期	自平成16年 2月21日 至平成17年 2月21日	5.0%
第4期	自平成17年 2月22日 至平成18年 2月20日	1.7%
第5期	自平成18年 2月21日 至平成19年 2月20日	0.6%
第6期	自平成19年 2月21日 至平成20年 2月20日	2.1%
第7期	自平成20年 2月21日 至平成21年 2月20日	9.4%
第8期	自平成21年 2月21日 至平成22年 2月22日	3.4%
第9期	自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日	0.4%

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成14年 9月30日 至平成15年 2月20日	103,377,539	0	103,377,539
第2期	自平成15年 2月21日 至平成16年 2月20日	143,260,182	67,091,247	179,546,474
第3期	自平成16年 2月21日 至平成17年 2月21日	496,266,649	61,780,156	614,032,967

第4期	自平成17年 2月22日 至平成18年 2月20日	56,425,180	226,646,644	443,811,503
第5期	自平成18年 2月21日 至平成19年 2月20日	0	246,604,289	197,207,214
第6期	自平成19年 2月21日 至平成20年 2月20日	1,488,774	60,813,338	137,882,650
第7期	自平成20年 2月21日 至平成21年 2月20日	0	31,919,298	105,963,352
第8期	自平成21年 2月21日 至平成22年 2月22日	0	10,970,438	94,992,914
第9期	自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日	0	15,824,435	79,168,479

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込は、毎月5日および20日（いずれも当日が日本の取引所または銀行の休業日に当たる場合には翌営業日とします）を取得申込受付日として、取得申込受付日の5営業日前まで受け付けます。なお、この場合の申込の受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。なお、この時間に過ぎた場合は、翌営業日のお取扱いとなります。
- 2) お申込には、販売会社毎に定めたお申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額がかかります。また、申込単位は、委託会社の承諾を得て、各販売会社が定めた単位とします。
* 申込単位・申込手数料については、第一部 証券情報をご覧ください。
- 3) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設の上、取得申込を行います。その際、「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。
- 4) 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情（非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け取りを中止することができます（信託約款第11条第7項）。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（販売会社を含みます。以下同じ。）は、毎月5日および20日（いずれも当日が休業日の場合には翌営業日とします。）を解約請求受付日として、解約請求受付日の5営業日以前において、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます（信託約款第43条第1項）。なお、一部解約の請求の受け付けは、営業日の午後3時までとし、この受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) 受益者が、上記1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします（信託約款第43条第2項）。
- 3) 委託会社は、一部解約の申込を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、上記1)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第43条第3項）。一部解約金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目に当該受益者に支払います（信託約款第41条第4項）。
- 4) 委託会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるとき（非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）は、委託会社の判断により、上記1)による一部解約の実行の請求の受け付けを中止及び既に受け付けた上記1)による一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。（信託約款第43条第4項）。
- 5) 上記4)の規定により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記6)の規定に準じて計算された価額とします。

- 6) 一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします(信託約款第43条第3項)。なお、一部解約の価額からは、所得税および地方税(解約価額が個別元本を上回った場合、個人受益者はその超過額の10%、法人受益者の場合は7%（平成24年1月1日以降は15%となります。））が差し引かれます。

税率は平成24年1月1日より20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

法人の受益者には地方税はかかりません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

- 7) 解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認いただけます。ご照会方法の詳細については、下記3 (1) 3) をご参照ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款25条に定める借入公社債を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

^{*} 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の前営業日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の取引所の終値で評価します。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として当社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、下記(5)1)の理由により信託は終了します。

(4)【計算期間】

1) 当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。

2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が日本の取引所または銀行の休業日のときは、各計算期間終了日は

該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。但し、最終計算期間の終了日は、下記(5)1)に定める信託期間の終了日とします（信託約款第35条第2項）。

(5)【その他】

1) 信託の終了

(a) 純資産総額の減少に伴う繰上償還およびその他の事由による信託の終了

・ 信託契約の解約(信託約款第45条第1項および第2項)

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回るようになった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

・ 信託契約に関する監督官庁の命令(信託約款第46条第1項)

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

・ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い(信託約款第47条第1項および2項)

(イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2)(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

・ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い(信託約款第48条第1項および第2項)

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ) 委託会社は、分割による事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

・ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い(信託約款第49条第1項および第2項)

(イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記2)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 上記(a) iの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします(信託約款第45条第3項)。

(c) 上記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません(信託約款第45条第4項)。

(d) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第45条第5項)。

- (e) 上記(b)から(d)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません(信託約款第45条第6項)。

2) 信託約款変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます(信託約款第50条第1項)。
- (b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第50条第2項)。
- (c) 上記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします(信託約款第50条第3項)。
- (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません(信託約款第50条第4項)。
- (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第50条第5項)。
- (f) 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記に準じて信託約款を変更します(信託約款第46条第2項)。

3) 反対者の買取請求権

上記1)(a) iに規定する信託契約の解約、または2)(a)に規定する信託約款の変更の場合において、上記1)(b)または2)(c)に規定する一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、当該解約または変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額で信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます(信託約款第51条)。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第52条)。

5) 募集・売出し契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

4【受益者の権利等】

受益権

当ファンドの受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します(信託約款第5条)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。ま

た、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、下記8)に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います(信託約款第41条第1項)。

- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金が再投資される受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます(信託約款第41条第2項)。
- 3) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います(信託約款第41条第3項)。
- 4) 一部解約金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います(信託約款第41条第4項)。
- 5) 上記1)、3)および4)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、(信託約款第41条第5項)。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、(信託約款第41条第6項)。
- 7) 上記6)に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、(信託約款第41条第7項)。
- 8) 受益者が、収益分配金については上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について上記3)に規定する支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します(信託約款第42条)。

議決権、受益者集会に関する権利

受益権には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

反対した受益者の買取請求権

帳簿閲覧謄写請求権

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第8期計算期間(平成21年2月21日から平成22年2月22日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第9期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間(平成21年2月21日から平成22年2月22日まで)及び第9期計算期間(平成22年2月23日から平成23年2月21日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成22年2月22日現在)	第9期 (平成23年2月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,717,434	950,279
親投資信託受益証券	90,871,737	76,678,289
未収利息	5	1
流動資産合計	93,589,176	77,628,569
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	51,471	40,891
未払委託者報酬	874,941	695,042
その他未払費用	30,828	24,477
流動負債合計	957,240	760,410
純資産の部		
元本等		
元本	94,992,914	79,168,479
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,360,978	2,300,320
(分配準備積立金)	3,765,233	3,165,393
元本等合計	92,631,936	76,868,159
純資産合計	92,631,936	76,868,159
負債純資産合計	93,589,176	77,628,569

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 自平成21年2月21日 至平成22年2月22日	第9期 自平成22年2月23日 至平成23年2月21日
営業収益		
受取利息	2,212	762
有価証券売買等損益	1,541,242	1,006,559
営業収益合計	1,539,030	1,007,321
営業費用		
受託者報酬	103,369	84,483
委託者報酬	1,757,168	1,436,047
その他費用	61,910	50,568
営業費用合計	1,922,447	1,571,098
営業損失（ ）	3,461,477	563,777
経常損失（ ）	3,461,477	563,777
当期純損失（ ）	3,461,477	563,777
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	180,787	203,763
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,003,669	2,360,978
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	420,672
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	420,672
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,957	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,957	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,360,978	2,300,320

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期	第9期
	自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 平成22年2月20日が休日のため、当計算期間は平成21年2月21日から平成22年2月22日までとなっております。	計算期間 平成22年2月20日及び平成23年2月20日が休日のため、当計算期間は平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第8期	第9期
	(平成22年 2月22日現在)	(平成23年 2月21日現在)
1 期首元本額	105,963,352円	94,992,914円
期中追加設定元本額	円	円
期中一部解約元本額	10,970,438円	15,824,435円
2 計算期間末日における受益権の総数	94,992,914口	79,168,479口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,360,978円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,300,320円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期	第9期
	自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
1 分配金の計算過程	計算期間末における収益調整金(7,827,831円)及び分配準備積立金(3,765,233円)より分配対象収益は11,593,064円(1万口当たり1,220円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における収益調整金(6,523,861円)及び分配準備積立金(3,165,393円)より分配対象収益は9,689,254円(1万口当たり1,223円)ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

当期より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期
	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第9期（平成23年2月21日現在）

貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

売買目的有価証券

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(3) デリバティブ取引

該当する事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	第8期 (平成22年 2月22日現在)		第9期 (平成23年 2月21日現在)
	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	90,871,737	1,410,970	1,150,697
合計	90,871,737	1,410,970	1,150,697

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

第8期(自平成21年2月21日 至平成22年2月22日)

該当する事項はありません。

第9期(平成23年2月21日現在)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第8期 自平成21年 2月21日 至平成22年 2月22日	第9期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月21日
該当する事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	第8期 (平成22年 2月22日現在)	第9期 (平成23年 2月21日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9751円 (9,751円)	0.9709円 (9,709円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	日本株式ロングショート・マーケッ トニュートラルマザーファンド	55,057,291	76,678,289	
合計		55,057,291	76,678,289	

(注)親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成22年 2月22日現在)	(平成23年 2月21日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		15,730	325,867
コール・ローン		2,340,155,180	1,255,996,033
株式	3	7,766,676,772	5,787,563,088
信用取引預け金		6,980,034,605	4,908,851,092
未収配当金		11,290,400	5,174,800
未収利息		4,487	2,408
差入保証金		10,000,000	10,000,000
流動資産合計		17,108,177,174	11,967,913,288
資産合計		17,108,177,174	11,967,913,288
負債の部			
流動負債			
信用売証券		7,655,141,800	5,663,640,150
その他未払費用		18,514,586	14,568,316
流動負債合計		7,673,656,386	5,678,208,466
負債合計		7,673,656,386	5,678,208,466
純資産の部			
元本等			
元本	1	6,877,372,000	4,516,033,965
剰余金			
剰余金又は欠損金 ()		2,557,148,788	1,773,670,857
元本等合計		9,434,520,788	6,289,704,822
純資産合計		9,434,520,788	6,289,704,822
負債純資産合計		17,108,177,174	11,967,913,288

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>信用売証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>信用売証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>その他費用 信用取引に係る以下の費用を計上しております。</p> <p>借株料 信用売り株式の借入に係る費用として、予め借入先と合意した料率と計算方法に基づき、原則として、借入実行日（信用売り受渡日）の翌営業日から日々計上しております。</p> <p>支払配当金相当額 信用売り株式の借入先に支払うべき配当金相当額として、原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、確定金額との差額については確定時に計上しております。</p>	<p>受取配当金 同左</p> <p>その他費用 信用取引に係る以下の費用を計上しております。</p> <p>借株料 同左</p> <p>支払配当金相当額 同左</p>
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間 平成22年2月20日が休日のため、当計算期間は平成21年2月21日から平成22年2月22日までとなっております。</p>	<p>計算期間 平成22年2月20日及び平成23年2月20日が休日のため、当計算期間は平成22年2月23日から平成23年2月21日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	（平成22年 2月22日現在）	（平成23年 2月21日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	10,466,842,282円	6,877,372,000円
同期中における追加設定元本額	円	円
同期中における一部解約元本額	3,589,470,282円	2,361,338,035円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープン	66,242,701円	55,057,291円
日本株式ロングショート・マーケット ニュートラルファンド 適格機関投資家限定	6,811,129,299円	4,460,976,674円
計	6,877,372,000円	4,516,033,965円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	6,877,372,000口	4,516,033,965口
3 差入保証金代用有価証券	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り、差入れを行っております。 株式	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り、差入れを行っております。 株式
	3,610,574,516円	2,919,608,888円

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。
------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

（平成23年2月21日現在）

貸借対照表計上額は期末時価を計上しているため、その差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法

（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

売買目的有価証券

「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

（3）デリバティブ取引

該当する事項はありません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（平成22年 2月22日現在）		（平成23年 2月21日現在）
	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,766,676,772	1,085,408,252	522,098,228
信用売証券	7,655,141,800	813,437,472	431,768,295
合計	15,421,818,572	271,970,780	90,329,933

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

（自 平成21年2月21日 至 平成22年2月22日）

該当する事項はありません。

（平成23年2月21日現在）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成21年 2月21日 至 平成22年 2月22日	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月21日
該当する事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成22年 2月22日現在）	（平成23年 2月21日現在）
本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日にお ける当該親投資信託の1口当 たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3718円 （13,718円）	1.3927円 （13,927円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ホクト	15,900	1,894.00	30,114,600	
石油資源開発	7,200	4,005.00	28,836,000	
大東建託	4,800	7,110.00	34,128,000	
大和ハウス工業	27,000	1,048.00	28,296,000	
きんでん	46,000	758.00	34,868,000	
中外炉工業	125,000	370.00	46,250,000	
日本製粉	191,000	407.00	77,737,000	
日本甜菜製糖	69,000	215.00	14,835,000	
三井製糖	157,000	357.00	56,049,000	
山崎製パン	48,000	963.00	46,224,000	
森永乳業	92,000	345.00	31,740,000	
雪印メグミルク	23,100	1,484.00	34,280,400	
丸大食品	122,000	277.00	33,794,000	
NECフィールドینگ	60,100	1,037.00	62,323,700	
総合警備保障	27,100	1,008.00	27,316,800	
カワチ薬品	8,200	1,775.00	14,555,000	
エディオン	57,900	882.00	51,067,800	
ゲンゼ	172,000	360.00	61,920,000	
DCMホールディングス	53,900	526.00	28,351,400	
日清紡ホールディングス	76,000	906.00	68,856,000	
サークルKサンクス	37,300	1,425.00	53,152,500	
シップヘルスケアホールディングス	39,600	1,071.00	42,411,600	
アツギ	237,000	114.00	27,018,000	
三菱製紙	266,000	105.00	27,930,000	
日本曹達	159,000	435.00	69,165,000	
東ソー	86,000	303.00	26,058,000	
日本カーバイド工業	74,000	261.00	19,314,000	
日本触媒	81,000	976.00	79,056,000	
カネカ	42,000	615.00	25,830,000	
三井化学	147,000	325.00	47,775,000	
ダイセル化学工業	117,000	575.00	67,275,000	
積水化学工業	57,000	651.00	37,107,000	
宇部興産	146,000	273.00	39,858,000	

電通	17,600	2,624.00	46,182,400
A D E K A	92,800	929.00	86,211,200
アステラス製薬	12,000	3,295.00	39,540,000
日本新薬	17,000	1,113.00	18,921,000
持田製薬	32,000	981.00	31,392,000
大正製薬	17,000	1,855.00	31,535,000
鳥居薬品	11,800	1,752.00	20,673,600
キョーリン製薬ホールディングス	22,000	1,525.00	33,550,000
中国塗料	41,000	751.00	30,791,000
日本特殊塗料	41,300	421.00	17,387,300
東洋インキ製造	105,000	431.00	45,255,000
オリエンタルランド	7,100	7,970.00	56,587,000
フジ・メディア・ホールディングス	206	132,600.00	27,315,600
ラウンドワン	50,400	539.00	27,165,600
シーエーシー	86,900	699.00	60,743,100
伊藤忠テクノソリューションズ	11,300	2,984.00	33,719,200
出光興産	8,600	9,810.00	84,366,000
横浜ゴム	73,000	443.00	32,339,000
東海ゴム工業	18,900	1,186.00	22,415,400
旭硝子	89,000	1,148.00	102,172,000
日本電気硝子	48,000	1,368.00	65,664,000
神戸製鋼所	133,000	236.00	31,388,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	10,000	2,672.00	26,720,000
東京鐵鋼	94,000	265.00	24,910,000
三井金属鉱業	140,000	326.00	45,640,000
住友金属鉱山	13,000	1,572.00	20,436,000
住友電気工業	46,400	1,242.00	57,628,800
フジクラ	139,000	427.00	59,353,000
東洋製罐	22,400	1,561.00	34,966,400
東プレ	24,100	726.00	17,496,600
日本発條	39,000	979.00	38,181,000
クボタ	24,000	895.00	21,480,000
東洋エンジニアリング	61,000	325.00	19,825,000
月島機械	71,000	763.00	54,173,000
加藤製作所	73,000	225.00	16,425,000
フジテック	71,000	441.00	31,311,000
S A N K Y O	4,000	4,800.00	19,200,000
マースエンジニアリング	7,700	1,531.00	11,788,700
サンデン	77,000	385.00	29,645,000
ブラザー工業	23,200	1,330.00	30,856,000
大和冷機工業	129,000	434.00	55,986,000
ジェイテクト	23,700	1,218.00	28,866,600
キッツ	82,000	392.00	32,144,000
富士電機ホールディングス	160,000	277.00	44,320,000
マキタ	12,800	3,545.00	45,376,000
東芝テック	158,000	413.00	65,254,000
ナナオ	16,484	2,032.00	33,495,488
日本信号	35,400	662.00	23,434,800
京三製作所	109,000	455.00	49,595,000
マスプロ電工	16,400	823.00	13,497,200
パナソニック	24,100	1,127.00	27,160,700
シャープ	26,000	936.00	24,336,000
フォスター電機	27,200	2,306.00	62,723,200
ホシデン	63,900	965.00	61,663,500

日本航空電子工業	34,000	704.00	23,936,000
日立メディコ	31,000	883.00	27,373,000
日本デジタル研究所	29,500	956.00	28,202,000
京セラ	7,100	8,630.00	61,273,000
村田製作所	5,900	6,150.00	36,285,000
日東電工	9,900	5,080.00	50,292,000
東海理化電機製作所	8,800	1,641.00	14,440,800
三菱重工業	163,000	358.00	58,354,000
I H I	212,000	221.00	46,852,000
近畿車輛	32,000	442.00	14,144,000
日産自動車	61,600	877.00	54,023,200
武蔵精密工業	19,600	2,232.00	43,747,200
日産車体	97,000	690.00	66,930,000
タチエス	42,600	1,667.00	71,014,200
アイシン精機	15,700	3,205.00	50,318,500
スズキ	16,300	1,950.00	31,785,000
富士重工業	54,000	700.00	37,800,000
小糸製作所	15,000	1,482.00	22,230,000
伯東	50,400	943.00	47,527,200
メディカルホールディングス	32,400	800.00	25,920,000
コーナン商事	79,100	1,176.00	93,021,600
キヤノン	7,000	4,100.00	28,700,000
リコー	20,000	1,115.00	22,300,000
大日本印刷	49,000	1,132.00	55,468,000
共同印刷	106,000	193.00	20,458,000
エフピコ	4,600	4,925.00	22,655,000
リンテック	33,800	2,378.00	80,376,400
伊藤忠商事	73,900	884.00	65,327,600
丸紅	98,000	654.00	64,092,000
日本ユニシス	54,000	678.00	36,612,000
三菱商事	28,400	2,355.00	66,882,000
新光商事	27,200	770.00	20,944,000
ケーヨー	90,300	452.00	40,815,600
島忠	32,200	1,898.00	61,115,600
A O K Iホールディングス	14,900	1,420.00	21,158,000
青山商事	15,500	1,435.00	22,242,500
イズミヤ	49,000	377.00	18,473,000
ユニー	57,600	844.00	48,614,400
ケーズホールディングス	10,000	2,756.00	27,560,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	49,600	470.00	23,312,000
三井住友フィナンシャルグループ	6,600	3,195.00	21,087,000
リコーリース	7,600	2,330.00	17,708,000
日立キャピタル	24,900	1,369.00	34,088,100
ソニーフィナンシャルホールディングス	164	354,000.00	58,056,000
東京建物	50,000	395.00	19,750,000
住友不動産	14,000	2,251.00	31,514,000
東京急行電鉄	153,000	382.00	58,446,000
京成電鉄	32,000	578.00	18,496,000
日本通運	66,000	348.00	22,968,000
山九	95,000	394.00	37,430,000
日新	240,000	247.00	59,280,000
セイノーホールディングス	65,000	637.00	41,405,000
日立物流	23,600	1,316.00	31,057,600
スカパーJ S A Tホールディングス	754	31,700.00	23,901,800

東映	148,910	440.00	65,520,400	
東京ドーム	272,000	206.00	56,032,000	
住商情報システム	12,100	1,397.00	16,903,700	
ヤマダ電機	5,670	6,350.00	36,004,500	
ソフトバンク	11,300	3,420.00	38,646,000	
合 計	8,698,288		5,787,563,088	

(注)備考欄に 印を付した銘柄については、信用取引に係る差入保証金代用有価証券として以下の通り、差入を行っております。なお、以下の表における株数は受渡日ベースで計算しております。

銘柄	株数	銘柄	株数
ホクト	15,900	タチエス	34,000
大東建託	4,800	富士重工業	54,000
きんでん	46,000	伯東	50,400
中外炉工業	125,000	メディカルホールディングス	32,400
日本製粉	191,000	コーナン商事	79,100
日本甜菜製糖	69,000	リコー	20,000
三井製糖	157,000	大日本印刷	49,000
山崎製パン	48,000	共同印刷	106,000
NECフィールドینگ	60,100	エフピコ	4,600
グンゼ	172,000	リンテック	33,800
日清紡ホールディングス	76,000	伊藤忠商事	73,900
サークルKサンクス	37,300	丸紅	98,000
三菱製紙	266,000	日本ユニシス	54,000
日本曹達	159,000	三菱商事	28,400
日本触媒	81,000	ケーヨー	90,300
ダイセル化学工業	117,000	島忠	32,200
宇部興産	146,000	イズミヤ	49,000
ADEKA	92,800	ユニー	57,600
アステラス製薬	12,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	49,600
日本新薬	17,000	三井住友フィナンシャルグループ	6,600
出光興産	8,600	日立キャピタル	24,900
旭硝子	89,000	ソニーフィナンシャルホールディングス	164
ナナオ	16,484	東京建物	50,000
フォスター電機	27,200	住友不動産	14,000
ホシデン	63,900	東京急行電鉄	153,000
日本デジタル研究所	29,500	日本通運	66,000
三菱重工業	163,000	山九	95,000
近畿車輛	32,000	日新	240,000
日産自動車	61,600	セイノーホールディングス	65,000
武蔵精密工業	19,600	スカパーJ S A Tホールディングス	754
日産車体	97,000		

株式以外の有価証券

該当する事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
大林組	80,000	29,840,000	
清水建設	172,000	59,684,000	
パナソニックグループ	922	63,802,400	
江崎グリコ	43,000	40,893,000	
ヤクルト本社	15,900	37,317,300	

博報堂D Yホールディングス	3,470	17,870,500
伊藤園	30,200	43,880,600
エービーシー・マート	5,600	18,648,000
ハニーズ	13,800	13,951,800
キッコーマン	21,000	19,173,000
ハウス食品	9,300	12,843,300
カゴメ	24,500	37,558,500
アリアケジャパン	36,700	53,582,000
日清食品ホールディングス	9,000	26,433,000
トヨタ紡織	25,300	35,091,100
日本毛織	57,000	41,667,000
野村不動産ホールディングス	11,500	18,975,000
あさひ	9,800	13,328,000
サンマルクホールディングス	2,900	10,773,500
東レ	95,000	57,665,000
トーカロ	13,400	21,145,200
SUMCO	27,500	43,010,000
ホギメディカル	5,100	19,737,000
ダウンゴ	123	29,827,500
インターネットイニシアティブ	73	19,359,600
レンゴー	35,000	19,600,000
昭和電工	124,000	22,568,000
住友化学	126,000	59,346,000
日産化学工業	33,000	33,066,000
信越化学工業	6,100	29,127,500
大陽日酸	63,000	46,998,000
三菱瓦斯化学	25,000	15,950,000
JSR	23,600	42,739,600
アイカ工業	14,800	15,362,400
日立化成工業	9,800	19,531,400
イーピーエス	125	24,037,500
野村総合研究所	21,800	43,185,800
ワークスアプリケーションズ	193	10,499,200
花王	13,300	30,071,300
小野薬品工業	10,100	42,571,500
参天製薬	11,400	34,941,000
日本ケミファ	169,000	49,517,000
沢井製薬	6,300	46,557,000
ゼリア新薬工業	49,000	49,637,000
日本ペイント	110,000	68,750,000
太陽ホールディングス	15,200	40,675,200
ヤフー	1,563	48,453,000
トレンドマイクロ	18,700	50,583,500
もしもしホットライン	22,350	41,861,550
日本オラクル	7,000	27,440,000
楽天	292	21,783,200
資生堂	12,700	21,793,200
ライオン	48,000	21,456,000
マンダム	6,600	14,473,800
ドクターシーラボ	50	15,075,000
小林製薬	8,500	32,980,000
日本農薬	57,000	26,847,000
東燃ゼネラル石油	63,000	61,677,000
ブリヂストン	25,500	44,880,000

ニッタ	8,900	14,480,300
オハラ	23,800	26,513,200
東洋炭素	5,300	24,141,500
日本碍子	24,000	36,912,000
住友金属工業	158,000	33,654,000
日新製鋼	222,000	39,294,000
大同特殊鋼	53,000	29,733,000
日立金属	26,000	29,536,000
日本電工	38,000	23,104,000
東邦亜鉛	52,000	24,128,000
三菱マテリアル	114,000	35,340,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	7,300	44,822,000
東邦チタニウム	16,900	44,159,700
住生活グループ	29,300	56,871,300
ノーリツ	8,700	12,432,300
リンナイ	4,400	21,670,000
オークマ	39,000	30,108,000
東芝機械	60,000	29,460,000
牧野フライス製作所	69,000	52,233,000
オーエスジー	30,400	36,358,400
旭ダイヤモンド工業	8,000	12,416,000
ディスコ	3,900	22,737,000
新川	25,800	23,245,800
ユニオンツール	16,600	34,461,600
小松製作所	3,100	7,908,100
日立建機	6,400	13,350,400
小森コーポレーション	14,700	12,583,200
千代田化工建設	67,000	50,451,000
ダイキン工業	5,800	16,437,200
オルガノ	11,000	7,029,000
タダノ	38,000	17,062,000
不二越	59,000	24,544,000
日本トムソン	36,000	25,524,000
THK	22,500	49,320,000
安川電機	44,000	42,856,000
シンフォニアテクノロジー	129,000	35,991,000
明電舎	66,000	24,750,000
芝浦メカトロニクス	21,000	6,951,000
ダイヘン	31,000	11,718,000
大崎電気工業	14,000	11,074,000
I D E C	16,100	13,089,300
ワコム	153	19,522,800
ミツミ電機	8,900	12,869,400
ヒロセ電機	4,700	43,475,000
ユニデン	43,000	12,427,000
船井電機	6,300	17,041,500
横河電機	22,800	14,842,800
アドバンテスト	27,600	48,024,000
キーエンス	1,400	31,206,000
シスメックス	2,900	16,066,000
日本マイクロニクス	7,100	7,582,800
メガチップス	14,700	26,460,000
O B A R A	13,900	14,845,200
デンソー	11,200	34,888,000

コーセル	9,000	11,997,000
ウシオ電機	31,900	54,389,500
日本電子	23,000	6,532,000
カシオ計算機	32,000	22,336,000
ファナック	1,500	19,185,000
浜松ホトニクス	12,000	38,880,000
三井ハイテック	33,900	16,916,100
双葉電子工業	14,000	23,730,000
川崎重工業	102,000	33,660,000
トヨタ自動車	3,600	14,058,000
日野自動車	27,000	12,906,000
日信工業	4,500	6,975,000
曙ブレーキ工業	31,900	16,875,100
フタバ産業	44,600	28,365,600
ヤマハ発動機	47,400	72,901,200
豊田合成	20,000	38,360,000
エフ・シー・シー	3,400	6,963,200
シマノ	10,200	41,718,000
良品計画	6,400	26,048,000
松田産業	11,400	16,530,000
ワタミ	15,400	26,472,600
ドン・キホーテ	11,300	32,916,900
西松屋チェーン	45,900	34,379,100
ゼンショー	52,600	47,077,000
サイゼリヤ	6,400	10,009,600
ガリバーインターナショナル	5,060	18,873,800
コロワイド	84,000	43,008,000
スギホールディングス	19,300	38,947,400
ニコン	13,000	25,077,000
トプコン	29,100	13,851,600
オリンパス	10,600	25,609,600
パンダイナムコホールディングス	17,700	16,638,000
日本写真印刷	2,800	6,126,400
アシックス	19,000	20,881,000
ビジョン	15,400	38,854,200
任天堂	1,000	25,700,000
タカラスタンダード	31,000	17,360,000
オンワードホールディングス	41,000	31,734,000
ファミリーマート	5,000	15,625,000
セイコーホールディングス	63,000	19,845,000
キヤノンマーケティングジャパン	20,000	22,620,000
ユニ・チャーム	7,200	23,292,000
サンリオ	48,200	122,524,400
ロイヤルホールディングス	15,800	13,935,600
コメリ	16,600	34,660,800
松屋	53,300	36,777,000
ニッセンホールディングス	48,300	25,599,000
クレディセゾン	22,000	36,608,000
スルガ銀行	19,000	15,998,000
四国銀行	76,000	22,268,000
住友信託銀行	43,000	22,833,000
セブン銀行	168	30,223,200
MS & ADインシュアランスグループホール	27,100	60,866,600
エヌ・ティ・ティ都市開発	295	26,373,000

京浜急行電鉄	71,000	47,712,000	
小田急電鉄	67,000	52,126,000	
東日本旅客鉄道	2,500	14,025,000	
西日本旅客鉄道	74	24,309,000	
近畿日本鉄道	122,000	32,086,000	
京阪電気鉄道	119,000	41,293,000	
全日本空輸	209,000	64,999,000	
三菱倉庫	23,000	25,438,000	
近鉄エクスプレス	8,400	22,419,600	
東京放送ホールディングス	14,800	17,286,400	
GMOインターネット	90,900	48,267,900	
北海道電力	10,000	17,720,000	
東京瓦斯	52,000	19,188,000	
松竹	48,000	31,008,000	
東宝	15,300	21,037,500	
メイテック	25,200	46,292,400	
アサツー ディ・ケイ	30,600	72,063,000	
ダイセキ	12,500	20,737,500	
プレナス	29,200	41,931,200	
ミスミグループ本社	42,400	87,089,600	
ファーストリテイリング	1,500	18,855,000	
サンドラッグ	6,800	17,074,800	
合 計	6,001,011	5,663,640,150	

(注) 上記の信用取引は、全て売建て(信用売証券)であります。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当する事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成23年3月31日現在)

資産総額	68,724,221円
負債総額	149,038円
純資産総額（ - ）	68,575,183円
発行済口数	71,307,292口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産の額）	0.9617円 (9,617円)

<参考情報>

親投資信託受益証券（日本株式ロングショート・マーケットニュートラルマザーファンド）

(平成23年3月31日現在)

資産総額	10,572,982,277円
負債総額	5,270,379,395円
純資産総額（ - ）	5,302,602,882円
発行済口数	3,836,397,134口
1口当たり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産の額）	1.3822円 (13,822円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成23年3月末現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成23年3月末現在)。

発行済株式の総数

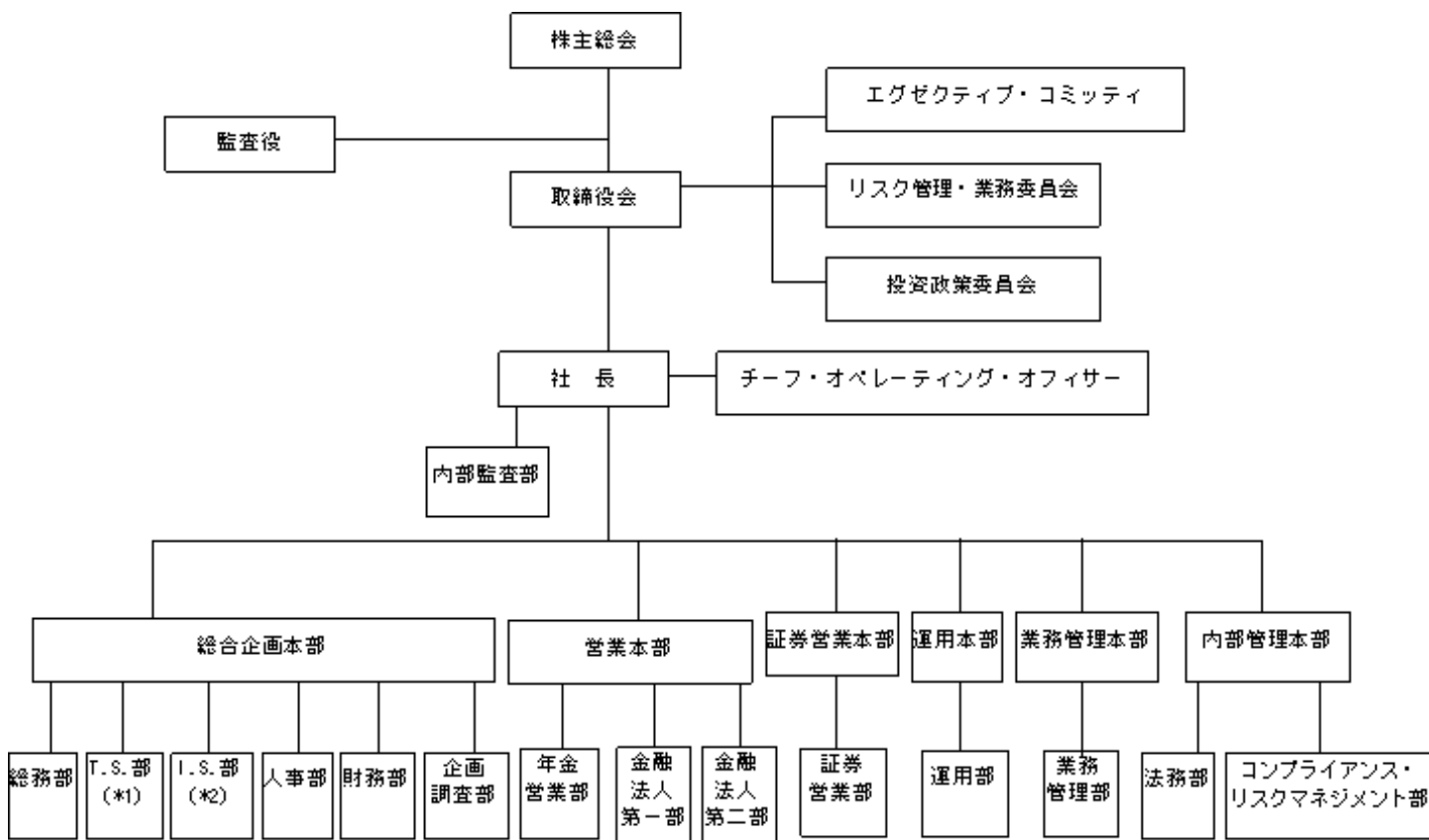
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成23年3月末現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(*1)T.S.部はテクノロジー・サービス部、(*2) I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名	業務内容
-----	------

営業本部	年金営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、コンサルタントとの折衝
	金融法人第一部 金融法人第二部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、企画提案書の作成、契約締結手続き、勧誘資料作成、広告、営業イベント企画等
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピュータ機器及び付属機器の設置・保守管理]
	総務部	備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を

行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成23年3月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計111本であり、その純資産総額は96,262,862万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成21年3月31日現在)		当事業年度 (平成22年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)			%		%
流動資産					
現金		25		69	
預金		5,263,429		6,652,255	
有価証券		50,737		49,072	
前払費用		25,202		23,912	
未収入金	4	594,303		666,368	
未収委託者報酬		513,913		596,483	
未収収益		21,245		25,258	
未収消費税等		672		-	
繰延税金資産		62,690		79,106	
流動資産計		6,532,220	94.5	8,092,526	95.9
固定資産					
有形固定資産		210,474		190,517	
建物附属設備	1	170,391		156,889	
器具備品	1	40,082		33,628	
無形固定資産		4,035		2,851	
ソフトウェア	2	4,035		2,851	
投資その他の資産		167,003		154,500	
長期差入保証金		143,411		133,462	
繰延税金資産		18,742		16,187	
その他投資		4,850		4,850	

固定資産計		381,513	5.5		347,869	4.1
資産合計		6,913,734	100.0		8,440,395	100.0
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		118,197			54,823	
未払金		453,265			724,822	
未払手数料	260,007			302,298		
その他未払金	4 193,258			422,523		
未払費用	4	113,280			94,329	
未払法人税等		138,985			406,808	
未払消費税等		-			18,985	
賞与引当金		26,400			62,492	
その他の流動負債		5,335			3,562	
流動負債計		855,464	12.4		1,365,824	16.2
固定負債						
役員退職慰労引当金		32,134			37,339	
退職給付引当金		11,503			10,758	
固定負債計		43,637	0.6		48,098	0.6
負債合計		899,102	13.0		1,413,922	16.8
(純資産の部)			%			%
株主資本		6,014,631	87.0		7,026,473	83.2
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	5,595,511			6,607,353		
純資産合計		6,014,631	87.0		7,026,473	83.2
負債・純資産合計		6,913,734	100.0		8,440,395	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度			当事業年度		
		自 平成20年 4月 1日		構成比	自 平成21年 4月 1日		構成比
		至 平成21年 3月 31日	至 平成22年 3月 31日				
金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額		
営業収益				%			%
委託者報酬		6,889,542			6,090,712		
投資顧問収入	1	2,359,466			2,069,761		
その他営業収益		30,660			16,491		
営業収益計		9,279,668	100.0		8,176,964	100.0	
営業費用							
支払手数料		3,684,541			3,146,528		
広告宣伝費		25,730			11,395		
公告費		1,140			1,140		
調査費		703,510			556,209		

調査費	1	275,300			240,382	
委託調査費	1	426,567			314,332	
図書費		1,642			1,494	
委託計算費			168,721			187,144
営業雑経費			62,768			47,159
通信費		12,063			7,740	
印刷費		10,291			9,869	
協会費		27,006			15,464	
諸会費		4,313			5,333	
その他		9,094			8,752	
営業費用計			4,646,413	50.1		3,949,576
48.3						
一般管理費						
給料			1,317,850			1,201,883
役員報酬	1	374,484			267,365	
給料・手当	1	771,542			761,261	
賞与	1	145,423			110,764	
賞与引当金繰入額		26,400			62,492	
退職金			62,794			-
交際費			9,257			5,925
旅費交通費			32,298			27,228
租税公課			13,827			21,458
不動産賃借料			186,096			160,720
役員退職慰労引当金繰入額			5,976			5,204
退職給付費用			36,316			39,747
固定資産減価償却費			20,414			21,584
福利厚生費			95,841			87,474
事務手数料	1		811,546			744,715
諸経費			116,992			100,465
一般管理費計			2,709,212	29.2		2,416,409
29.6						
営業利益			1,924,042	20.7		1,810,977
22.1						
営業外収益						
受取利息			33			0
有価証券売却益			-			3,857
雑収入			49			402
営業外収益計			83	0.0		4,259
0.1						
営業外費用						
為替差損			-			231
有価証券売却損			4,967			-
営業外費用計			4,967	0.0		231
0.0						
経常利益			1,919,158	20.7		1,815,005
22.2						
特別損失						
ゴルフ会員権評価損			7,966			-
事務処理損失			-			93
特別損失計			7,966	0.1		93
0.0						
税引前当期純利益			1,911,192	20.6		1,814,912
22.2						
法人税,住民税及び事業税			844,967	9.1		816,931
10.0						

法人税等調整額		51,267	0.6		13,860	0.2
当期純利益		1,014,957	10.9		1,011,841	12.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	310,000	310,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	310,000	310,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	77,500	77,500
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	77,500	77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	31,620	31,620
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	31,620	31,620
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,580,554	5,595,511
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	5,595,511	6,607,353
利益剰余金合計		
前期末残高	4,689,674	5,704,631
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	5,704,631	6,716,473
株主資本合計		
前期末残高	4,999,674	6,014,631
当期変動額		
当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	6,014,631	7,026,473
純資産合計		
前期末残高	4,999,674	6,014,631

当期変動額

当期純利益	1,014,957	1,011,841
当期変動額合計	1,014,957	1,011,841
当期末残高	6,014,631	7,026,473

重要な会計方針

	前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。	(1) 有価証券 同 左
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産及び長期前払費用 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	該当事項はありません。	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は20,032千円であります。 (3) 役員退職慰労引当金 同 左

5.その他 財務諸表 作成のた めの重要 な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜 方式によっております。	(1) 消費税等の処理方法 同 左
--------------------------------------	---	----------------------

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成22年3月 31日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 21,433千円 器具備品 14,520千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 34,935千円 器具備品 21,419千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,274千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,658千円
3. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株	3. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株
4. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは 次のとおりであります。なお、以下はすべて親会 社に対するものであります。 その他未払金 63,034千円 未払費用 9,383千円 未収入金 36,567千円	4. 関係会社に係る注記 該当事項はありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のと おりであります。なお、以下はすべて親会社に対す るものであります。 投資顧問収入 367,521千円 調査費 207,735千円 委託調査費 350,427千円 給料・手当 24,637千円 賞与 213,295千円 事務手数料 739,279千円	1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のと おりであります。 (但し、親会社であったステート・ストリート・バン ク アンド トラストカンパニーは平成21年10月に 関係会社ではなくなっております。当該金額は10月 以降の関係会社でなくなった期間の金額も含めた当 期中における取引金額全てについて記載してあり ます。) 投資顧問収入 258,438千円 調査費 168,552千円 委託調査費 269,665千円 役員報酬 133,413千円 給料・手当 17,308千円 賞与 40,494千円 事務手数料 694,820千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日

1.当該事業年度の末日における発行済株式数 6,200株	1.当該事業年度の末日における発行済株式数 6,200株
2.配当金支払額 該当事項はありません。	2.配当金支払額 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日																								
<p>(会計方針の変更) 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>車両</p> <table> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>14,722千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>6,751千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>7,970千円</td> </tr> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8,133千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,133千円</td> </tr> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,298千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,000千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>249千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額	14,722千円	減価償却累計額相当額	6,751千円	期末残高相当額	7,970千円	1年内	8,133千円	1年超	-千円	合計	8,133千円	支払リース料	3,298千円	減価償却費相当額	3,000千円	支払利息相当額	249千円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,473千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>60千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同 左</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p>同 左</p>	支払リース料	2,473千円	減価償却費相当額	2,250千円	支払利息相当額	60千円
取得価額相当額	14,722千円																								
減価償却累計額相当額	6,751千円																								
期末残高相当額	7,970千円																								
1年内	8,133千円																								
1年超	-千円																								
合計	8,133千円																								
支払リース料	3,298千円																								
減価償却費相当額	3,000千円																								
支払利息相当額	249千円																								
支払リース料	2,473千円																								
減価償却費相当額	2,250千円																								
支払利息相当額	60千円																								

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用して

おります。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,652,325	6,652,325	
(2)未収委託者報酬	596,483	596,483	
(3)未収入金	666,368	666,368	
(4)その他未払金	422,523	422,523	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成21年3月31日現在)		当事業年度 (平成22年3月31日現在)	
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額	50,737千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額	49,072千円
当事業年度の損益 に含まれた評価差額	787千円	当事業年度の損益 に含まれた評価差額	1,112千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2．退職給付債務及びその内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成21年3月 31日現在)	当事業年度 (平成22年3月 31日現在)
退職給付債務	131,064	161,243
(1)年金資産	111,300	130,452
(2)退職給付引当金	11,503	10,758
(3)未認識数理計算上の差異	8,260	20,032
	なお、当期は事業譲受により引き継いだ退職給付債務17,931千円、年金資産12,686千円及び退職給付引当金5,245千円を含んでおります。	

3．退職給付費用の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
退職給付費用	36,316	39,747
(1)勤務費用	22,465	29,006
(2)利息費用	2,519	3,276
(3)期待運用収益（減算）	547	796
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	-
(5)数理計算上の差異の費用処理額	11,878	8,260

4．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成21年3月 31日現在)	当事業年度 (平成22年3月 31日現在)
(1)割引率	2.5%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	1年	1年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

（税効果会計関係）

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
賞与引当金繰入超過額 10,742	賞与引当金繰入超過額 25,428
未払事業税 11,593	未払事業税 30,949
その他未払金 21,027	その他 26,538
その他 34,566	
繰延税金資産（流動）合計 77,929	繰延税金資産（流動）合計 82,915
繰延税金負債（流動）との相殺 15,238	繰延税金負債（流動）との相殺 3,809
繰延税金資産（流動）の純額 62,690	繰延税金資産（流動）の純額 79,106
繰延税金資産（固定）	繰延税金資産（固定）
役員退職給与引当金 13,075	役員退職給与引当金 15,193
退職給付引当金 5,667	退職給付引当金 5,365
	その他 3,247
繰延税金資産（固定）合計 18,742	繰延税金資産（固定）合計 23,807
	繰延税金負債（固定）との相殺 7,619
繰延税金資産合計 81,433	繰延税金資産（固定）の純額 16,187
繰延税金負債（流動）	繰延税金資産合計 95,293
事業譲受に係る調整項目 15,238	繰延税金負債（流動）
繰延税金負債（流動）合計 15,238	事業譲受に係る調整項目 3,809
繰延税金負債（流動）との相殺 15,238	繰延税金負債（流動）合計 3,809
繰延税金負債（流動）の純額 -	繰延税金負債（流動）との相殺 3,809
繰延税金資産の純額 81,433	繰延税金負債（流動）の純額 -
=====	繰延税金負債（固定）
	事業譲受に係る調整項目 7,619
	繰延税金負債（固定）合計 7,619
	繰延税金負債（固定）との相殺 7,619
	繰延税金負債（固定）の純額 -
	繰延税金資産の純額 95,293
	=====

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳
法定実効税率 40.7% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 5.9% その他 0.3%	法定実効税率 40.7% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 3.6% その他 0.0%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 46.9% =====	税効果会計適用後の 法人税等の負担率 44.2% =====

(企業結合関係等)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
(事業譲受) 平成20年7月1日をもってステート・ストリート信託銀行株式会社より運用サービスについて事業を譲り受けました。 1. 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容、事業譲受の目的、事業譲受日、企業結合の法的形式並びに事業譲受企業の名称 (1)事業譲受相手企業の名称及び事業の内容 ステート・ストリート信託銀行株式会社（銀行・信託業） (2)事業譲受の目的 ステート・ストリートグループ内の事業再編成 (3)事業譲受日 平成20年7月1日 (4)企業結合の法的形式 ステート・ストリート信託銀行株式会社を譲渡企業、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を譲受会社とする事業譲受 (5)事業譲受企業の名称 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 2. 事業譲受相手企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳及び価額 有形固定資産 42,421千円 その他（資産） 33,564千円 賞与引当金 26,712千円 退職給付引当金 5,245千円 その他（負債） 20,100千円 純資産 23,927千円	該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及

び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、追加はありません。

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度											
自 平成20年4月 1日											
至 平成21年3月 31日											
属性	会社等の名称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の内 容又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割 合	関 係 内 容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	ステート・ストリート・バンク・アント・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	3.3億米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	所有 100%	なし	助言などの投資顧問サービス の提供並びに受け入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	367,521 207,735 350,427 237,932 739,279	未収入金 未払金 未払費用	36,567 63,034 9,383

(2) 兄弟会社等

前事業年度											
自 平成20年4月 1日											
至 平成21年3月 31日											
属性	会社等の 名称	住 所	資本金又 は 出資金	事業の内 容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有)割合	関 係 内 容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	助言などの投資顧問サービス の提供及び費用の立替払い	投資顧問料の受取 人件費等の支払 事務所賃借料の支払 資産運用に係る事業の譲受	165,174 54,108 11,429 75,985 52,057	未払金 譲受資産 譲受負債	20,619

ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	313 68,048	未払金	715
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,392	未収入金	3,294
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,513		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及び情報提供コンサルタントサービスの提供	投資顧問料の受取 情報提供 コンサルタントサービスの提供	27,128 1,200	未収入金 未収入金	1,509 1,200
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	27,492	未収入金	3,227
タッカーマン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	5,352	未払金	2,166
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ,LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	6,081	未収収益	6,081
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリアシドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	14,352	未収入金	790

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金

額に基づき決定しております。

2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. 事業譲受については、第三者の評価額を基に決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニー

（非上場）

ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

当事業年度

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 兄弟会社等

当事業年度											
自 平成21年4月 1日											
至 平成22年3月 31日											
属性	会社等の 名称	住 所	資本金又は 出資金	事業の内 容 又は 職業	議決権 の所有 (被所 有)割合	関係内容		取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				

親会社の子会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービス の提供並びに受入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	258,438 168,552 269,665 191,216 694,820	未収入金 未払金 未払費用	33,424 365,368 14,565
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービス の受入、兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	41,455 8,722 59,715	未払金	3,619
	ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	263 47,703	未払金	-

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	14,590	未収入金	1,052
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルク市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	43,978		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	投資顧問料の受取 紹介料の受取	10,790 82	未収入金 未収収益	- 82
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツ ミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	46,435	未収入金	-
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	4,461	未払金	2,512
ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ,LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	11,647	未収収益	6,394
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリア シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	9,894	未収入金	650

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
1株当たり純資産 970,101円91銭 1株当たり当期純利益 163,702円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 1,133,302円12銭 1株当たり当期純利益 163,200円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
当期純利益 (千円)	1,014,957	1,011,841
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	1,014,957	1,011,841
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日	当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日
該当事項はありません。	当社が設定した私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌事業年度で予定しており、翌事業年度の営業収益および営業費用が、大幅に減少する可能性があります。 なお、当事業年度における上記4ファンドからの営業収益および営業費用は以下のとおりです。 委託者報酬 4,008,136千円 支払手数料 2,614,000千円

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資 産 の 部)			%
流動資産			
現金		68	
預金		6,447,943	
有価証券		40,248	
前払金		7,185	
前払費用		16,633	
未収入金		564,920	
未収委託者報酬		316,101	
未収収益		234,041	
繰延税金資産		78,277	
流動資産計		7,705,420	95.9
固定資産			
有形固定資産		181,229	
建物附属設備	1	150,138	
器具備品	1	31,090	
無形固定資産		2,259	
ソフトウェア		2,259	
投資その他の資産		143,597	
長期差入保証金		107,385	
繰延税金資産		31,362	
その他投資		4,850	
固定資産計		327,085	4.1
資 産 合 計		8,032,506	100.0
(負 債 の 部)			%
流動負債			
預り金		32,071	
未払金		222,011	
未払手数料		110,057	
その他未払金		111,953	
未払費用		86,666	
未払法人税等		274,931	
未払消費税等	2	17,718	
賞与引当金		128,076	
流動負債計		761,475	9.5
固定負債			
役員退職慰労引当金		41,879	
退職給付引当金		15,814	
固定負債計		57,693	0.7
負 債 合 計		819,169	10.2
(純 資 産 の 部)			%
株主資本		7,213,337	89.8

資本金	310,000		
利益剰余金	6,903,337		
利益準備金	77,500		
その他利益剰余金			
別途積立金	31,620		
繰越利益剰余金	6,794,217		
純資産合計		7,213,337	89.8
負債・純資産合計		8,032,506	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1 日 至 平成22年9月30日	
		金 額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		2,281,144	
投資顧問収入		976,944	
その他営業収益		7,329	
営業収益計		3,265,418	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		1,471,465	
支払手数料	1,078,480		
その他営業費用	392,984		
一般管理費	1	1,327,830	
営業費用・一般管理費計		2,799,295	85.7
営業利益		466,122	14.3
営業外費用		3,361	0.1
経常利益		462,760	14.2
特別損失		21,056	0.6
税引前中間純利益		441,704	13.5
法人税、住民税及び事業税		269,186	8.2
法人税等調整額		14,345	0.4
中間純利益		186,864	5.7

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第14期
(自平成22年4月 1 日
至平成22年9月30日)

株主資本

資本金

前期末残高

310,000

当中間期変動額

当中間期変動額合計

-

当中間期末残高	310,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	77,500
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	77,500
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	31,620
当中間期変動額	
別途積立金の積立	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	31,620
繰越利益剰余金	
前期末残高	6,607,353
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
別途積立金の積立	-
中間純利益	186,864
当中間期変動額合計	186,864
当中間期末残高	6,794,217
利益剰余金合計	
前期末残高	6,716,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	186,864
当中間期変動額合計	186,864
当中間期末残高	6,903,337
株主資本合計	
前期末残高	7,026,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	186,864
当中間期変動額合計	186,864
当中間期末残高	7,213,337
純資産合計	
前期末残高	7,026,473
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	186,864
当中間期変動額合計	186,864
当中間期末残高	7,213,337

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
（資産除去債務に関する会計基準等の適用）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
--

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ5,096千円減少し、税引前中間純利益は25,726千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額25,726千円であります。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	41,686千円
器具備品	24,955千円
2. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	10,287千円
無形固定資産	591千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）
普通株式	6,200			6,200

（金融商品関係）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
--	--

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,448,011	6,448,011	
(2)未収入金	564,920	564,920	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金

未収入金は短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の中間決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

当中間会計年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第14期中間会計期間末
(平成22年9月30日 現在)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

1株当たり純資産額 1,163,441円51銭

1株当たり中間純利益 30,139円38銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第14期中間会計期間	
自 平成22年4月 1日	
至 平成22年9月30日	
中間純利益（千円）	186,864
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	186,864
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第14期中間会計期間	
自 平成22年4月 1日	
至 平成22年9月30日	
該当事項はありません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称

中央三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託銀行:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額（平成22年9月末現在）

11,000百万円

(51,000百万円)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名 称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円 (平成22年9月現在)	銀行法に基づく銀行業および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく信託業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。

2【関係業務の概要】

受託会社は主として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

販売会社は主として、受益権の募集取扱、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金及び解約金の支払いの取扱い、目論見書・運用報告書の交付等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。また、ファンドのお問い合わせ先として、フリーダイヤル、受付時間、ホームページアドレス等を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款、用語解説を添付します。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (4) 有価証券届出書本文の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月31日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープンの平成21年2月21日から平成22年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープンの平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松重 忠之 印

公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープンの平成22年2月23日から平成23年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート日本株マーケット・ニュートラル・オープンの平成23年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松村 直孝 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

重要な後発事項に記載のとおり、私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌年事業年度で予定しており、翌年事業年度の損益に影響を与える可能性が生じている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月8日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高木 竜二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丘本 正彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。